

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の発出及び同法第31条の4第1項の規定に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間や区域等の公示が、令和3年4月25日に行われることとなりました。

これに伴い本日変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添参照)において、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、

- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための措置を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組むこと、
 - ・ まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底すること
- 等が示されました。

その上で、それぞれの区域の都道府県について、以下のような事業者に対する方針が示されています。

- 緊急事態措置区域の都道府県においては、
 - ・ 職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを働きかけること。
 - ・ 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を地方公共団体が自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行うこと。

- 重点措置区域である都道府県においては、
 - ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。
 - ・ 特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県においても、上記の趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

つきましては、緊急事態措置区域及び重点措置区域の都道府県及び指定都市におかれましては、感染症対策の趣旨を踏まえ、地域の感染状況や措置の設定状況に応じて、引き続き、テレワーク等による出勤回避等について、各団体の状況に応じた目標を設定した上で取り組んでいただくとともに、当該目標に基づく取組状況についてフォローアップを行っていただきますようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等について」（令和3年1月13日付総行女第4号）により、令和3年1月に緊急事態宣言が発令された1都2府8県の都府県・市区町村の首長部局を対象に、出勤回避の目標設定等の依頼をさせていただいたところですが、全ての都府県で目標設定を行っている一方、指定都市では約4割、市区町村では約2割の目標設定にとどまったところです。人の流れを抑制するための強い措置を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組む必要があることに鑑み、目標を設定した上で計画的に取り組むよう、改めてお願いいたします。

テレワークについては、導入を検討している団体が導入の参考にできるよう、本日、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（令和3年4月 総務省自治行政局公務員部）を発出しております。この手引きでは、先進事例を踏まえた導入の手順や活用手法等を紹介するとともに、できるところからまずやってみる「スモールスタート」を推奨していますので、今次の出勤抑制の方策としても、ぜひ積極的にご活用ください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づき技術的助言であることにより、添付メモ